



～学校給食調理業務の民間委託について～

尼崎市教育委員会

学校給食は、学校給食法に基づき実施し、「成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図る。」「日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるようになる。」など教育上意義深いものがあります。

また、食育基本法では、給食が食育の生きた教材となるように、給食内容の充実が求められています。

こうした中で尼崎市では、小学校・特別支援学校全42校で自校調理方式（各学校の給食室で調理する）による学校給食を、市の職員が調理する直営方式から、平成20年4月から順次、調理する部分を民間委託し、民間事業者の能力を活用し安全で充実した給食を実施することとしております。

1 民間に委託する内容

学校給食業務には、献立の作成、給食物資の選定・調達から調理するまでの一連の流れがありますが、市が民間事業者に委託する内容は、調理、配缶、洗浄、消毒、清掃等の業務です。

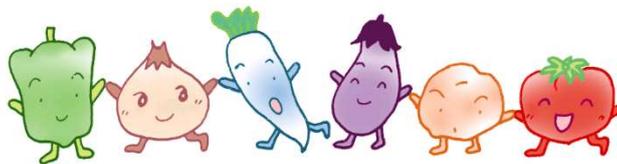
献立の作成、給食に使う物資の選定・調達につきましては、これまでどおり教育委員会が責任を持って行います。

2 委託業者の選定

委託業者の選定につきましては、保護者の代表、学識経験者、学校長、税理士で構成した業者選定委員会を設置し、選定を行います。

業者の選定においては、単に経費面のみを重視することなく、安全な給食を実施することに最も重点を置き、学校給食調理業務の受託実績、衛生管理能力、安定的に業務を履行できる能力などを審査した上で、学校給食の目的・意義や子ども達を理解し、信頼できる業者を選定いたします。

なお、委託後につきましても、学校関係者による調理業務のチェックや教育委員会の管理栄養士による巡回指導を実施し、業務の確認を行っていきます。



3 食品の安全性や給食の質の確保

給食の献立は、これまでどおり教育委員会の責任のもとで栄養バランスなどを考慮し、教育委員会の管理栄養士と各校の栄養教諭等が中心になって作成します。

また、給食物資については、納入業者に対する衛生指導や一括購入による低廉な価格での購入が可能なることから、これまでどおり教育委員会により、安全な物資調達を行います。

さらに、地産地消の視点を取り入れた食材の活用にも努めます。

また、調理業務は学校の給食室で行いますので、作りたての温かい給食が提供されることや、「だし」の取り方など調理方法も変更ありません。

なお、保護者の給食試食会を開催し、アンケートを実施するなど、児童や保護者の皆様のご意見をお聞きして、給食の充実に反映させていきます。

4 給食内容の充実

各学校の給食室において立体炊飯器で炊飯した米飯を提供し、スチームコンベクションオーブン等を活用し、3品献立を実施するなど、和食を中心とした献立を充実させ、安全でおいしい給食内容の向上に努めます。

また、食物アレルギーの対応としては、本市の基本方針に沿った対応を行っています。

5 衛生管理の徹底

これまでと同様に、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、県教育委員会の「学校給食衛生管理マニュアル」、本市が定めた「尼崎市学校給食 作業基準・衛生管理基準」にしたがって衛生管理の徹底を図ります。

また、保健所の食品衛生監視員や学校保健安全法に基づく立ち入り検査も従来どおり実施するとともに、衛生管理等の履行状況を教育委員会が随時確認します。

6 給食物資の検品・検収

給食物資は、これまでと同じく、教育委員会が定める物資規格に基づいて安全な物資を調達します。

給食物資の検品は委託業者が品質、数量、消費期限等の確認を行います。

なお、食材に異常があった場合には、直ちに委託業者から、学校長、教育委員会に連絡を取る体制を整備し、教育委員会が責任を持って対応します。

7 事故が発生した場合の責任体制

衛生管理の徹底には万全を期しますが、何か問題が起こったり、万一食中毒等の事故が発生した場合には、委託に関係なく給食の実施者である学校長及び教育委員会が責任を持って対処します。



8 調理員と児童のふれあい

委託業者の調理従事者が、日々学校の児童や教職員とあいさつを交わし、ふれあうなどのコミュニケーションについては、現在とかわりません。

9 給食費との関係

保護者の皆さんに負担していただいている給食費は、法律の規定により、食材料費のみに充てられています。給食室の施設・設備の維持管理費、調理員の人件費、光熱水費等の学校給食の運営に係る経費は市民の税金による市の負担となっております。

そのため、委託によって保護者の皆さんの給食費負担部分が影響を受けることはありません。



10 食育との関係

学校給食は、食事のあり方や望ましい食習慣を身につける食教育の場として重要な役割を担っています。学校において食育の推進を図るためには、学校給食を生きた教材とし、社会、理科、生活、家庭、保健体育等の教科や道徳、総合的な学習の時間と連携を深め、活用することが効果的であると考えています。

したがって、委託を行いましても、教育活動としての「食育」に関する指導は、今までどおり給食の時間や授業中に教員や栄養教諭等が行ってまいります。